

## 雲仙市個人向け地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金交付要綱

令和6年5月20日

告示第70号

### (趣旨)

第1条 市は、地域脱炭素への移行及び再生可能エネルギーの導入推進を図るため、予算の範囲内において、雲仙市個人向け地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金)交付要綱(令和4年3月30日環政計発第2203301号。次条において「国交付要綱」という。)及び雲仙市補助金等交付規則(平成17年雲仙市規則第42号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この告示における用語の意義は、国交付要綱及び規則において使用する用語の例による。

### (補助金の種類)

第3条 補助の目的、補助対象者、補助対象事業及び補助金額は、別表に定めるとおりとする。ただし、規則第2条の2の規定に基づき、雲仙市補助金等交付制限取扱指針に定める交付制限の対象となる者は、補助金の交付の対象としない。

### (交付の申請)

第4条 補助金の交付申請をしようとする者は、規則第3条の規定にかかわらず、雲仙市個人向け地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金交付申請書(様式第1号)に、別表に掲げる添付書類を添えて、同表に掲げる提出期限までに市長に提出しなければならない。

### (変更等の承認申請)

第5条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、規則第6条第1項に規定する申請を行うときは、雲仙市個人向け地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金(変更・中止・取下げ)承認申請書(様式第2号)に、当該変更等の内容を証する書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 補助事業者が、規則第6条第1項第3号に規定する補助事業等を中止し、又は廃止しようとするときは、直ちに、前項の申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定に基づく承認をしたときは、雲仙市個人向け地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金(変更・中止・取下げ)決定通知書(様式第3号)を補助事業者に交付するものとする。

### (軽微な変更)

第6条 規則第6条第1項ただし書の軽微な変更は、補助事業が予定の期間内に完了しないために行う当該事業の完了予定日の変更(補助事業の内容に著しい変更を伴う場合を除く。)とする。この場合において、補助事業者は、雲仙市個人向け地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金完了予定日変更報告書(様式第4号)を市長に提出し、その旨を報告しなければならない。

### (交付の条件)

第7条 市長は、規則第4条第2項の規定に基づき、次の条件を付すものとする。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)その他の法令及び関連通知を遵守すること。
- (2) 補助事業者は、補助対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならないこと。ただし、補助対象事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができること。
- (3) 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)について、管理するための台帳を備え、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならないこと。
- (4) 補助事業者は、取得財産等のうち次のアからウまでに掲げる財産を、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し(破棄を含む。)を行ってはならないこと。
  - ア 不動産
  - イ 上記アに掲げるものの従物
  - ウ 取得財産等の取得価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の重要な財産
- (5) 前号の取得財産等の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める期間とすること。
- (6) 財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について(平成20年5月15日付環境省発第080515002号大臣官房会計課長通知。以下この号において「財産処分承認基準」という。)の例によること。また、財産処分承認基準別添第4に定める財産処分納付金について、環境大臣又は地方環境事務局長が定める期限内に納付がない場合は、滞納に係る金額に対して、その滞納に係る日数に応じて民法(明治29年法律第89号)第404条第1項の規定による法定利率により計算した延滞金を徴するものとする。
- (7) 市長は、補助対象事業の完了によって補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助対象事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、補助金の全部又は一部に相当する金額を補助対象事業者に納付させることができること。

(交付の決定の取消し)

第8条 市長は、規則第13条の規定により交付の決定を取り消したときは、補助事業者  
に雲仙市個人向け地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金交付決定取消通知書  
(様式第5号)を交付するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、規則第9条の規定にかかわらず、雲  
仙市個人向け地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金実績報告書(様式第6号)  
に、別表に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の請求及び交付)

第10条 規則第10条に規定する補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、規則第12条の規定にかかわらず、雲仙市個人向け地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金支払請求書(兼支払口座振替依頼書)(様式第7号)を提出するものとし、市長は、これに基づき補助金を交付するものとする。

(自家消費量等の報告)

第11条 補助事業者は、補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年間、発電した電力量及び自家消費量等の実績について、自家消費量に関する報告書(様式第8号)により、各年度の翌年の5月末日までに、市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、発電した電力量、自家消費量等について、必要があると認めるときは、随時に報告をさせ、又は検査を行うことができる。

(書類の整備保管)

第12条 補助事業者は、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、事業終了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。ただし、取得財産等について第7条第5号に規定する処分制限期間を経過するまでは、財産管理台帳その他関係書類を保存しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定に基づき保管すべき帳簿等のうち、電磁的記録により保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(様式の特例)

第13条 第4条、第5条第1項及び第3項、第9条並びに第10条に規定する様式は、規則第18条の規定により、それぞれ規則第3条、第6条、第9条及び第12条に規定する様式の特例として定めるものとする。

(補則)

第14条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第7条、第11条及び第12条の規定については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

別表(第3条、第4条、第9条関係)

1 自家消費型太陽光発電設備(個人向け)

補助の目的	太陽光発電設備に係る整備費用の一部を補助することにより、太陽光発電設備の更なる普及と再生可能エネルギーの利用促進を図る。
補助対象者	住宅等に自家消費型太陽光発電設備を設置する個人(個人事業主を除く。)
補助対象事業	自家消費型太陽光発電設備を設置する事業で、次に掲げる要

		<p>件を全て満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日環政計発第2203303号。以下「国実施要領」という。）別紙2の2ア（ア）に定める交付要件を満たすこと。</li> <li>2 自家消費型太陽光発電設備の発電電力量等の計測器が設置されること。</li> <li>3 雲仙市内に設置されるものであること。</li> <li>4 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。</li> </ol>
補助金額		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 7万円/kWを上限とする。（kWは小数点以下切捨て）</li> <li>2 1件当たりの補助上限額は、2の表に基づく家庭用蓄電池分の補助金との合計額で100万円とする。</li> </ol>
交付申請書	提出期限	交付申請をする日の属する年度の10月末まで
	添付書類	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 申請者の確認書類（運転免許証の写し、住民票の写し等）</li> <li>2 補助対象設備により発電する電力の消費量計画書（個人用）（様式第9号）</li> <li>3 補助対象事業費内訳書（様式第10号）</li> <li>4 誓約書（申請者用）（様式第11号）</li> <li>5 見積書（補助対象事業費の内訳が確認できるもの）</li> <li>6 導入予定設備の概要が分かる書類（カタログ等）</li> <li>7 機器配置図（太陽光パネル及び蓄電池）</li> <li>8 （代理人が申請する場合）委任状</li> <li>9 申請者に係る雲仙市税（国保税を含む。以下同じ。）の滞納がない証明書（ただし、雲仙市税の滞納がないことを税担当課に照会することに同意をした場合は、雲仙市税の滞納がない誓約書及び同意書）</li> <li>10 その他市長が必要と認める書類</li> </ol>
実績報告書	提出期限	交付申請をした日の属する年度の11月末まで
	添付書類	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助対象事業費内訳書（実績）（様式第12号）</li> <li>2 補助対象設備の設置に係る工事請負契約書の写し</li> <li>3 補助対象設備の設置に係る支払を証する書類</li> <li>4 補助対象設備の施工前及び施工後の状況を記録したカラー写真</li> <li>5 補助対象設備の設置状況を記録したカラー写真（設置場所及び補助対象設備に貼付された銘板等の表示が分かるもの）</li> <li>6 電力会社の系統との接続契約書の写し</li> <li>7 売電契約書の写し（余剰電力を売電する場合に限る。）</li> <li>8 太陽光発電設備と直接連携していることが確認できる書</li> </ol>

	<p>類（蓄電池を設置する場合に限る。）</p> <p>9 上記に掲げるもののほか、市長が必要と認めたもの</p>
その他交付条件	<p>1 自家消費型太陽光発電設備（及び蓄電池）のみの発注若しくは契約の場合又は市からの交付決定前の発注若しくは契約の場合は、補助金の交付の対象外とすること。ただし、太陽光発電設備（及び蓄電池）を新築し、又は改築する住宅と併せて発注し、又は契約する場合、自家消費型太陽光発電設備（及び蓄電池）の工事着手を市の交付決定後に行うものは、補助金交付の対象とする。</p> <p>2 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は補助対象外とする。</p> <p>3 導入する自家消費型太陽光発電設備で発電する電力量のうち、30%以上を自家消費すること。</p> <p>4 FIT又はFIP制度の認定を取得しないこと。</p> <p>5 PPA及びリースによる導入は対象としないこと。</p> <p>6 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。</p>

## 2 家庭用蓄電池

補助金の目的	太陽光発電設備に係る蓄電池の整備費用の一部を補助することにより、太陽光発電設備の更なる普及と再生可能エネルギーの利用促進を図る。
補助対象者	住宅等に家庭用蓄電池を設置する個人
補助対象事業	<p>1の表の自家消費型太陽光発電設備（個人向け）の附帯設備として家庭用蓄電池を設置する事業で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、家庭用蓄電池のみの設置は、補助対象外とする。</p> <p>1 国実施要領別紙2の2ア（イ）に定める交付要件を満たすこと。</p> <p>2 雲仙市内に設置されるものであること。</p> <p>3 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。</p>
補助金額	<p>1 家庭用蓄電池の価格（円/kWh）の3分の1に相当する額。ただし、家庭用蓄電池の価格（工事費込み・税抜き）は、15.5万円/kWhを上限とする。</p> <p>2 1件当たりの補助上限額は、1の表の自家消費型太陽光発電設備（個人向け）分の補助金との合計額で100万円とする。</p> <p>※1,000円未満切り捨て</p>

交付申請書	提出期限	交付申請をする日の属する年度の10月末まで
	添付書類	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 見積書（補助対象事業費の内訳が確認できるものに限る。）</li> <li>2 蓄電池の仕様が分かる資料（様式自由）</li> <li>3 12万5,000円/kWh以下での購入が困難である理由書（様式自由）（蓄電池設備に係る価格/kwh（第4条の交付申請書（H）欄）の額が国実施要領に定める12万5,000円/kWhを超える場合に限る。）</li> <li>4 その他市長が必要と認める書類</li> </ol>
実績報告書	提出期限	交付申請をした日の属する年度の11月末まで
	添付書類	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助対象事業費内訳書（実績）（様式第12号）</li> <li>2 補助対象設備の設置に係る工事請負契約書の写し</li> <li>3 補助対象設備の設置に係る支払を証する書類</li> <li>4 補助対象設備の施工前及び施工後の状況を記録したカラー写真</li> <li>5 補助対象設備の設置状況を記録したカラー写真（設置場所、補助対象設備に貼付された銘板等の表示がわかるもの）</li> <li>6 電力会社の系統との接続契約書の写し</li> <li>7 売電契約書の写し（余剰電力を売電する場合に限る。）</li> <li>8 自家消費型太陽光発電設備と直接連携していることが確認できる書類</li> <li>9 上記に掲げるもののほか、市長が必要と認めたもの</li> </ol>
その他交付条件		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。</li> <li>2 中古設備は補助対象外とする。</li> <li>3 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。</li> </ol>